

手配旅行契約に係る取扱料金

区分		料金
〔1〕 取扱料金	宿泊機関等を手配する場合	宿泊機関等1件1手配につき費用の20%以下
	運送機関等を手配する場合	運送機関等1件1手配につき費用の20%以下
	観光券等を手配する場合	観光券等を単一に手配する場合観光券等1件1手配につき費用の20%以下
〔2〕 変更手数料金	—	当該変更された宿泊機関・運送機関・観光券等に係る旅行費用の20%以下
〔3〕 取消手数料金	—	当該取消された宿泊機関・運送機関・観光券等に係る旅行費用の20%以下

注:

- 1、上記の各料金には消費税が含まれています。
- 2、お客様の希望により、変更又は取消しを行う場合は、運送機関、宿泊機関等の定める取消料のほか、上記変更手数料金、取消手数料金を申し受けます。